

市民税・都民税 (住民税)の申告はお済みですか

納税通知書等が届いた方で、市民税・都民税（住民税）の申告がお済みでない方は、所得控除の申告をすると税額が下がる場合があります。なお、税務署へ確定申告書を提出済みの場合は、市民税・都民税の申告は不要です。申告がお済みの方でも、所得控除の追加などがある場合は、最長過去5年間さかのぼって税額を減額する申告ができる場合があります。

所得控除の種類

雑損／医療費／社会保険料（健康保険・国民年金・介護保険など）／生命保険料／地震保険料／寡婦・寡夫／勤労学生／障害者／配偶者／配偶者特別／扶養

問 所得税を減額する手続き＝立川税務署☎(042)523-1181

各種控除の適用条件など＝課税課

→課税課(内569)

令和2年度市民税・都民税納税通知書・公的年金特別徴収税額決定通知書を発送

令和2年度市民税・都民税が課税になる方へ、市民税・都民税の普通徴収（個人払い）の納税通知書を6月9日(火)に発送します。これに伴い、市民税・都民税の課税（非課税）証明書も6月9日から発行できます。

また、市民税・都民税が公的年金から特別徴収（天引き）される方で、普通徴収で納める税額がない方には、公的年金特別徴収税額決定通知書を発送します。この通知書は年金から特別徴収（天引き）をする金額を示したもので、窓口などで納付する必要はありません。

なお、市民税・都民税がすべて給与からの特別徴収（天引き）となる方は、勤務先へ税額決定通知書を郵送した5月14日から、市民税・都民税の課税（非課税）証明書が発行できます。

※所得税の確定申告書の提出期限延長に伴い、3月16日以降に確定申告書を提出された方は、市民税・都民税の課税計算が間に合わず、確定申告書の内容が通知に反映されていない場合があります。その場合、改めて課税計算を行い、後日税額変更の通知を郵送します。

令和2年度の市民税・都民税の主な変更点

●ふるさと納税制度の見直し
ふるさと納税制度の対象となる寄附金は、総務大臣が一定の基準に基づき指定した自治体に対する寄附金に限られます。指定を受けていない自治体に対して、令和元年6月1日以降に支出した寄附金は、ふるさと納税（特例控除）の対象外となります。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用も受けられません。

住宅ローン控除の拡充

令和元年10月～2年12月に入居した方は、控除期間を現行の

10年間から13年間へ延長することになりました（消費税の税率10%が適用される住宅の取得等の場合に限り）。今回の措置で延長された控除期間（11、13年目）に所得税から控除しきれない住宅ローン控除額は、現行制度と同様に控除限度額の範囲内で、市民税・都民税の税額からも控除します。

↓課税課(内327)

教育

学校施設 長寿命化計画を策定

市内中学校施設（小学校10校・中学校5校）を計画的に修繕・更新し、安全で良好な学習環境を整備するため、学校施設長寿命化計画(*)を策定しました。
(*)一般的に60年といわれている鉄筋コンクリート建築物の耐用年数を、一定の期間で改修工

中学校教科書展示会

令和3年度から中学校で使用する教科用図書を選択するにあたり、意見・感想をいただくため、教科用図書の見本展示会を開催します。なお、教科用図書の採択要項の設定時期から、1週間程度遅らせて実施します。
6月19日(金)～7月9日(木)※時間は各施設の開館時間
場①教育センター（ひかりプラザ内）、②本多・もともち・恋ヶ窪公民館※①当日直接会場へ
②各館へ予約が必要です
公民館電話番号 本多☎042・321・0085・もともち☎042・325・4221・恋ヶ窪☎042・324・1926
↓学校指導課☎042・573・4374

農業

市内農業者開設の市民農園への入園者募集

市内で新たな市民農園が開設されました。自分のペースで野菜作りができ、栽培で不安な点は農園主から助言を受けることができます。



↓経済課(内397)

市民農園で野菜作りをしませんか

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域の皆さんの人権が尊重されるように活動している民間人です。相談は無料です。相談内容の秘密は厳守します。

身近な人権相談（予約制）

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため当面の間、中止しています。
※再開の際は1日号2ページ「無料相談」に掲載

電話での人権相談

- 法務省では、電話での人権相談を行っています。
- みんなの人権110番（人権一般）☎(0570)003-110
- 女性の人権ホットライン（女性の人権問題）☎(0570)070-810
- 子どもの人権110番（子どもの人権問題）☎(0120)007-110
- 外国人人権相談（外国人の人権問題）☎(0570)090-911

→人権平和課☎(042)573-4378

市認定農業者を認定



認定農業者ロゴマーク

農業に関する基本構想に照らし、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者の農業経営改善計画を認定・支援しています。この度、市内2経営体（新規認定1・再認定1）を認定農業者として認定しました。
認定期間令和7年3月31日まで

認定農業者一覧（敬称略・順不同）

区分	町名	氏名
新規認定	東戸倉	清水幸雄・清水美智子・清水睦
再認定	西恋ヶ窪	尾崎友英

↓経済課(内397)

創業個別相談会

6月11日(木)

🕒午後1時～5時※1人1時間
📍市役所第3庁舎2階会議室

👤創業を考えている方、創業後5年未満の方

👥定4人
💰無料

📞6月2日(火)から電話で経済課へ※先着順

→経済課(内396)